

# 盛土等を行う場合は 盛土環境条例の届出が必要です

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の施行に伴い、  
静岡県盛土等の規制に関する条例(盛土条例)が大幅に改正されました

## 盛土条例

《規制内容》

災害の防止

生活環境の保全

災害の防止

盛土規制法

生活環境の保全

盛土環境条例

盛土規制法の許可等が必要となる行為

または

埋立ての行為 (※建物の解体等に伴うものを除く)

盛土等区域の面積が  
1,000平方メートル  
未満の場合

届出  
不要

盛土等に用いる土石を  
事業区域の外から運び込む

事業区域外から  
土石を運び込まない  
場合

## 盛土環境条例の届出が必要です！

施工中の手續は

### 開発型盛土 と 処分型盛土等 で異なります！

都市計画法第4条第12項に規定する  
「開発行為」に該当するものであって、土石  
の搬入前に汚染のおそれがないことを確認  
できた盛土等(例:宅地造成、工場用地の造成など)

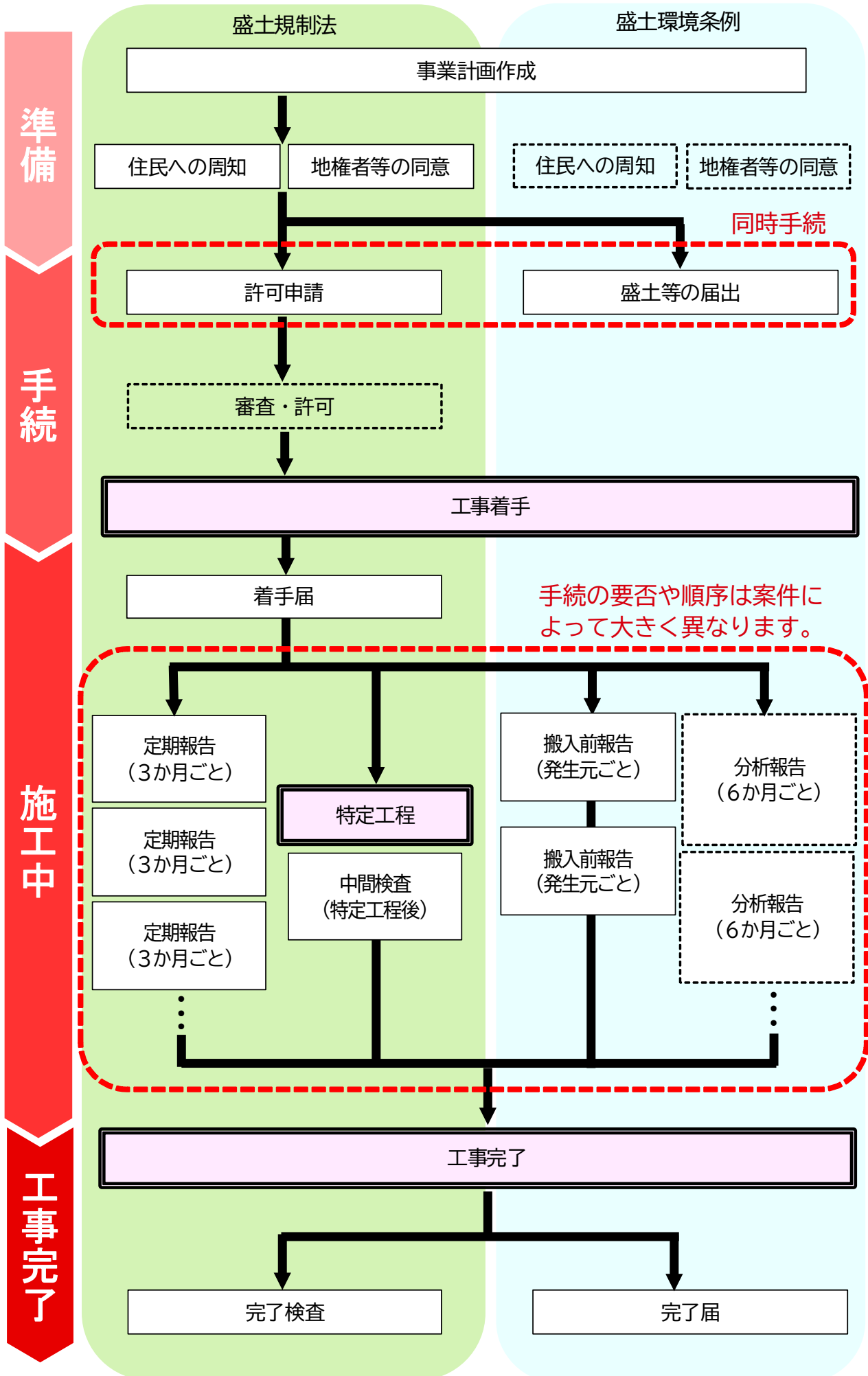
開発型盛土に該当しない盛土等



詳しくは生活環境課ホームページを御覧ください  
お問合せは「問合せフォーム」までお願いします

静岡県 暮らし・環境部 環境局 生活環境課

# 手続きの全体イメージ



(注意) 工事の内容や規模によって、手続きが異なります。